

事務連絡  
令和4年3月31日

各〔都道府県〕  
〔指定都市〕 児童福祉主管部局 御中  
〔児童相談所設置市〕

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室

### 少年警察活動規則の一部を改正する規則の施行について

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第38条第2項の規定により、警察は、児童虐待を受けた児童を含む要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められる時には、児童通告書により児童相談所に通告するものとされています。

この度、少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）が令和4年1月11日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、改正規則第38条第2項及び第39条第2項の規定並びに「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号）により、警察からの通告は、

- ・ 児童虐待を受けたと思われる児童等を発見したときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するとともに、口頭により通告したときには、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付すること
  - ・ 口頭による通告は、電話等を含むものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定等による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付すること
  - ・ 児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えないこと
- 等となり、また、警察庁長官が定める児童通告書の様式が改正等され、警察署長の公印が省略されることとなります。

各自治体におかれましては、本件ご了解いただくとともに、引き続き、警察との連携を密にし、子どもの安全確保を最優先に行っていただきますようお願いいたします。

なお、警察庁から都道府県警察に対し、「犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）」（令和4年1月11日付け警察庁丙少発第1号ほか）（別添1）及び「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号）（別添2）が発出されているほか、「触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令」（令和4年警察庁訓令第1号）（別添3）が示されていることを申し添えます。

#### 【照会先】

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室  
自治体支援係 内尾  
TEL：03-5253-1111（内線4849）

# 別添 1

原議保存期間	30年（令和34年3月31日まで）
有効期間	一種（令和34年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
（参考送付先）  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
殿

警察庁丙少発第1号、警察庁丙刑企発第2号  
令 和 4 年 1 月 1 1 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 長  
警 察 庁 刑 事 局 長

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）が令和4年4月1日から施行されることとなったこと等に伴い、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）が、本日、別添のとおり公布され、令和4年4月1日から施行されることとなった。

改正規則の概要については下記のとおりであることから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

本通達については、関係部局と協議済みであるので申し添える。

なお、この通達において「少年法」とは改正法による改正後の少年法（昭和23年法律第168号）を、「犯罪捜査規範」とは改正規則による改正後の犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）を、「少年警察活動規則」とは改正規則による改正後の少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）をそれぞれいう。

## 記

### 1 改正の概要

#### (1) 犯罪捜査規範

##### ア 特定少年に係る事件の新聞発表等に関する規定の整備（第209条関係）

少年法第68条においては、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に係る同法第61条の規定を適用しないこととされた。

これに伴い、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）について報道機関等に発表するときは、犯罪捜査規範第209条本文に規定された推知に係る制限の対象としないこととした。

##### イ 特定少年に係る事件の送致先等に関する規定の整備（第210条関係）

少年法第41条においては、司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならないと規定しているところ、同条は、同法第67条第1項により、特定少年の被疑事件については適用しないこととされた。

これに伴い、少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、全て検察官に送致し、又は送付しなければならないこととした。

#### (2) 少年警察活動規則

ア 特定少年に係る継続補導等に関する規定の整備（第8条、第14条及び第36条関係）

特定少年は民法（明治29年法律第89号）上の成年となること等を踏まえ、特定少年に係る継続補導及び継続的な支援については、本人の同意を得た上で実施することとした。

イ 児童虐待を受けたと思われる児童等に関する規定の整備（第2条、第38条及び第39条関係）

児童虐待の通告件数が急増していること等から、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとするとともに、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする等の規定を整備することとした。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 参考資料

（別添）官報

○国家公安委員会規則第一号  
 少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月十一日  
 国家公安委員会委員長 二之湯 智

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部改正

第一条 犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（立会い）</p> <p><b>第四百四十三条</b> 「1・2 略」</p> <p>3 女子の身体について捜索を行う場合には、十八歳以上の女子を立ち会わせなければならぬ。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 女子の身体を検査する場合には、医師又は十八歳以上の女子を立ち会わせなければならない。</p> <p>（捜索調書）</p> <p><b>第四百四十九条</b> 「略」</p> <p>2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、十八歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。</p> <p>（少年事件捜査の基本）</p> <p><b>第二百三条</b> 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。</p>	<p>（立会い）</p> <p><b>第四百四十三条</b> 「1・2 同上」</p> <p>3 女子の身体について捜索を行う場合には、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 女子の身体を検査する場合には、医師または成年の女子を立ち会わせなければならない。</p> <p>（捜索調書）</p> <p><b>第四百四十九条</b> 「同上」</p> <p>2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、または女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、成年の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。</p> <p>（少年事件捜査の基本）</p> <p><b>第二百三条</b> 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。</p>

（新聞発表等の際の注意）

**第二百九条** 少年事件について、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。ただし、特定少年（少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。次条及び第二百五十五条第二号において同じ。）のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑訴法第四百六十一条の請求がされたもの（刑訴法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。）を除く。）については、この限りでない。

（少年事件の送致及び送付先）

**第二百十條** 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

（関連事件の送致及び送付）

**第二百十一條** 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 少年事件が少年事件以外の事件（以下「非少年事件」という。）と関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、

（報道上の注意）

**第二百九条** 少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。

（少年事件の送致及び送付先）

**第二百十條** 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらをともに一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

（関連事件の送致及び送付）

**第二百十一條** 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。

- 一 少年事件が成人事件と関連する場合において、これらをともに検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録として送

又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が非少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

二 数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致し、又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致し、又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第二百二十二条 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一 少年事件と非少年事件とが関連する場合においては、非少年事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二 数個の少年事件のみが関連する場合には、検察官へ送致し、又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

(触法少年及びびく犯少年)

第二百二十五条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第三章の定めるところによる。

一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。

致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。

二 数個の少年事件が関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第二百二十二条 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致若しくは送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号の規定によるものとする。

一 少年事件と成人事件とが関連する場合には、成人事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二 数個の少年事件のみが関連する場合には、検察官へ送致又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

(触法少年及びびく犯少年)

第二百二十五条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合においては、少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第三章の定めるところによる。

一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつた場合

二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつた場合であつて、その者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年(特定少年を除く。)であるとき。

(少年に対する同行状の執行)

第二百六十七条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十二条(勾引状等執行不適合の場合)の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条(同法第六十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(引致状の執行)  
第二百六十八条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十二条(勾引状等執行不適合の場合)の規定は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条第六項(同法第七十三条の三第四項及び売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たつて準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、「第二百六十二条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつたときであつて、この者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年である場合

(少年に対する同行状の執行)

第二百六十七条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十二条(勾引状等執行不適合の場合)の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(引致状の執行)  
第二百六十八条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十二条(勾引状等執行不適合の場合)の規定は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条(売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たつて準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(少年警察活動規則の一部改正)

**第二条** 少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所及び「」で注記した項番号を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第一条</b> (趣旨) [略]</p> <p>2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)、犯罪捜査規範(昭和三十三年国家公安委員会規則第二号)その他の法令(地方公共団体の条例又は規則を含む。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 特定少年 少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>五 ぐ犯少年 少年法第三条第一項第三号に規定する少年(特定少年に該当する場合を除く。)をいう。</p> <p>六 八 [略]</p>	<p><b>第一条</b> (趣旨) [同上]</p> <p>2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、犯罪捜査規範(昭和三十三年国家公安委員会規則第二号)その他の法令(地方公共団体の条例又は規則を含む。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> [同上]</p> <p>一 同上</p> <p>二 [号を加える。]</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 ぐ犯少年 少年法第三条第一項第三号に規定する少年をいう。</p> <p>六 七 [同上]</p>

九 要保護少年 児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。)をいう。

十 児童虐待を受けたと思われる児童 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。

十一 低年齢少年 十四歳未満の者をいう。

十二 [略]

十三 少年補導職員 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(第八条第二項(同条第五項(第十四条第二項)において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合並びに第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う継続的な補導をいう。)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。))が命じた者をいう。

十四 [略]

(早期発見)

**第六条** 第二条第六号から第十号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

「一号ずつ繰り下げる。」

八 要保護少年 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く。)をいう。

[号を加える。]

九 低年齢少年 十四歳に満たない者をいう。

十 [同上]

十一 少年補導職員 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(第八条第二項(第十三条第三項及び第十四条第二項)において準用する場合を含む。))の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。))が命じた者をいう。

十二 [同上]

(早期発見)

**第六条** 第二条第五号から第八号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

(街頭補導)

第七条 街頭補導(道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、前条に規定する少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項に規定する措置を執る活動をいう。以下同じ)は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2 前条に規定する少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(少年相談)

第八条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

〔254 略〕

5 特定少年に対する第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(不良行為少年についての活動)

第十四条 [略]

2 第八条第二項から第五項までの規定は、不良行為少年について準用する。

(共通証拠物の取扱い)

第二十四条 触法少年に係る事件が二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致し、又は送付する場合におい

(街頭補導)

第七条 街頭補導(道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第二条第五号から第八号までに掲げる少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項又は第三十八条第一項に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ)は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2 第二条第五号から第八号までに掲げる少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(少年相談)

第八条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

〔254 同上〕

〔項を加える。〕

(不良行為少年についての活動)

第十四条 [同上]

2 第八条第二項から第四項までの規定は、不良行為少年について準用する。

(共通証拠物の取扱い)

第二十四条 触法少年に係る事件が成人又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致若しくは送付する場合において、共通の

て、共通の証拠物があるときは、二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置が執られた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

( < 犯少年に係る事件の送致又は通告 )

第三十三条 < 犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号に定める手続により処理をするものとする。

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき。長官が定める様式の < 犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

〔2 略〕

証拠物があるときは、成人又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にこの旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該事件について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

( < 犯少年に係る事件の送致又は通告 )

第三十三条 < 犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手続により処理をするものとする。

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき。長官が定める様式の < 犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置にゆだねるのが適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

〔2 同上〕

(被害少年についての活動)  
**第三十六条** 「1」3 略  
 4 特定少年に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「本人」とする。

(要保護少年についての活動)

**第三十八条** 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

2 十八歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、長官が定める様式の児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。(児童虐待を受けたと思われる児童についての活動)

**第三十九条** 「1」 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、長官が定める様式の児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

(被害少年についての活動)  
**第三十六条** 「1」3 同上  
 「項を加える。」

(要保護少年についての活動)

**第三十八条** 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

2 要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告するものとする。

(児童虐待を受けている児童等についての活動)  
**第三十九条** 「項を加える。」

「項を加える。」

3 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第十条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(施行期日)

1 この規則は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。  
 (少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正)

2 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(警察職員の職務)  <b>第一条</b> 少年補導職員(少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第二十条第十三号に規定する少年補導職員をいう。)のうちから、低年齢少年(十四歳未満の者をいう。)に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が少年法(以下「法」という。)第六条の二第三項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年(法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。)に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。</p>	<p>(警察職員の職務)  <b>第一条</b> 少年補導職員(少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第二十一条に規定する少年補導職員をいう。)のうちから、低年齢少年(十四歳未満でない者をいう。)に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が少年法(以下「法」という。)第六条の二第三項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年(法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。)に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。</p>

## 別添 2

原議保存期間	30年（令和34年3月31日まで）
有効期間	一種（令和34年3月31日まで）

各都道府県(方面)公安委員会委員長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁乙生発第10号  
令和4年3月31日  
警察庁次長

### 少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）（抄）

少年警察活動については、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）及び「少年警察活動推進上の留意事項について」（平成19年10月31日付け警察庁乙生発第7号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）等の施行に伴い、少年警察活動推進上の留意事項について新たに下記のとおり定めたので、改正法及び改正規則の施行の日（令和4年4月1日）からは、これにより少年警察活動を積極的かつ効果的に推進することとされたい。

なお、旧通達は、令和4年3月31日をもって廃止する。

命により通達する。

### 記

第1～第8（略）

第9 少年の保護のための活動

1、2（略）

3 要保護少年に係る活動

(1) 児童相談所への通告

18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする（規則第38条第2項）。

口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

また、児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えない。ただし、この場合においては、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）及び同訓令に基づき定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする（規則第38条第1項）。

(2) 一時保護

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においても、第6の14に掲げる事項に留意するものとする。

(3) 少年事案処理簿の作成

児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿に事案の処理の状況を記載するものとする。

4 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(1) 児童相談所への通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする（規則第39条第2項）。

また、児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付の要領については、第9の3(1)の例によるものとする。

なお、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(2) 一時保護

児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、第6の14に掲げる事項に留意するものとする。

(3) 関係機関との連携

児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする（規則第39条第3項）。

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので

あることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、警察本部少年担当課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

また、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする（規則第39条第1項）。

(4) 少年事案処理簿の作成

児童虐待を受けたと思われる児童については、第9の3(3)と同様に、少年事案処理簿を作成するものとする。

# 別添 3

## 警察庁訓令第1号

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

警察庁長官 中村 格

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

### 附 則

この訓令は、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

別紙

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 12 号）

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="302 427 1104 512"><u>少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令</u></p> <p data-bbox="219 528 1104 754">少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 17 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 5 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 1 項各号、第 30 条第 3 項、第 31 条第 1 項及び第 3 項、第 33 条第 1 項各号、第 35 条、<u>第 38 条第 2 項並びに第 39 条第 2 項の規定により作成する書類は、別記様式第 1 号から第 47 号までによるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1227 427 1933 459"><u>触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令</u></p> <p data-bbox="1144 528 2029 802">少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 17 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 5 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 1 項各号、第 30 条第 3 項、第 31 条第 1 項及び第 3 項、第 33 条第 1 項各号、第 35 条<u>並びに第 38 条第 2 項の規定により触法調査又はぐ犯調査に関して作成する書類は、別記様式第 1 号から第 47 号までによるものとする。</u></p>

<h2 style="margin: 0;">児童通告書</h2>			
年 月 日			
殿			
警察署長			
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項の規定により下記児童を通告する。 <input type="checkbox"/> 児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項			
児 童	ふりがな 氏名	男・女	生年月日 年 月 日生 ( 歳)
	職 業 学校・学年		
保 護 者	氏 名 <small>(名称又は商号及び代表者の氏名)</small>	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	職 業 住 居 <small>(主たる事務所又は本店の所在地)</small>	児 童 と の 続 柄	(電話 )
通告理由及び処遇意見			
備考			
担当者の官職氏名 (電話 )			

注意 1 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。  
 2 必要に応じて、児童の引渡しの有無、健康状態、所持金品等を備考欄に記入すること。

<h2 style="margin: 0;">児童通告書</h2>			
年 月 日			
殿			
警察署長			
官職 <span style="float: right;">㊟</span>			
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項の規定により下記児童を通告する。			
児 童	ふりがな 氏名	男・女	生年月日 年 月 日生 ( 歳)
	職 業 学校・学年	学校	学年在学
保 護 者	本 籍 ( 国 籍 )		
	氏 名 <small>(名称又は商号及び代表者の氏名)</small>	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
職 業 住 居 <small>(主たる事務所又は本店の所在地)</small>	児 童 と の 続 柄	(電話 )	
通告理由及び処遇意見			
所持金品等の品名及び数量並びにそれに対する措置			
備考			
担当者の官職氏名 (電話 )			

注意 1 電話又は口頭による通告の場合は、この様式の記載事項を連絡し、事後遅滞なく本通告書を作成し  
 送付すること。  
 2 備考欄には身柄の措置等を記入すること。

## 児 童 通 告 通 知 書

年 月 日

殿

警察署長

- 少年警察活動規則第38条第2項の規定により下記児童を口頭により  
 少年警察活動規則第39条第2項  
 通告したので通知する。

通告した 年 月 日 時	年 月 日 午 時 分			
通告した者の 官 職 氏 名				
通告受付者の 所 属 ・ 氏 名				
児 氏 名	ふりがな	男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
	職 業			
童 住 居	学校・学年			
	住 居			
保 護 者	氏 名 <small>(名称又は商号及び代表者の氏名)</small>	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
	職 業	児 童 と の 続 柄		
	住 居 <small>(主たる事務所又は本店の所在地)</small>	( 電話 )		
通告理由及び処遇意見				
備考				
担当者の官職氏名 ( 電話 )				

- 注意 1 この書類は、少年警察活動規則第38条第2項又は第39条第2項の規定による通告を口頭により行った場合に作成し、児童相談所に送付すること。  
 2 印のある欄については、該当の口内に $\searrow$ 印を付すこと。  
 3 必要に応じて、児童の引渡しの有無、健康状態、所持金品等を備考欄に記入すること。

[様式を加える。]

備考 表中の [] の記載は注記である。	